

# 令和5年 業種別労働災害発生状況

(令和5年1月1日～10月31日)

浦河労働基準監督署

浦河署管内		令和5年			前年同期			対前年		本年分
		死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率	割合(%)
全産業計		3(1)	142	145	1( )	152	153	-8	-5.2%	100%
業	製造業	( )	8	8	( )	11	11	-3	-27.3%	5.5%
	食料品	( )	3	3	( )	5	5	-2	-40.0%	2.1%
	木材木製品	( )	2	2	( )	2	2			1.4%
	家具・装備品	( )			( )					
	窯業・土石	( )	1	1	( )			1		0.7%
	金属・機器	( )			( )	1	1	-1	-100.0%	
	その他	( )	2	2	( )	3	3	-1	-33.3%	1.4%
種	鉱業	( )			( )					
	土石採取業	( )			( )					
	建設業	2( )	8	10	1( )	6	7	3	42.9%	6.9%
	土木工事業	2( )	6	8	1( )	2	3	5	166.7%	5.5%
	建築工事業	( )	2	2	( )	1	1	1	100.0%	1.4%
	木造建築業	( )			( )	2	2	-2	-100.0%	
	その他	( )			( )	1	1	-1	-100.0%	
内	道路貨物運送	( )	3	3	( )	3	3			2.1%
	その他の運輸	( )			( )					
	陸上貨物取扱	( )			( )					
	港湾荷役業	( )			( )					
	林業	( )	1	1	( )	1	1			0.7%
	漁業	( )	3	3	( )	3	3			2.1%
	卸・小売	1(1)	2	3	( )	4	4	-1	-25.0%	2.1%
	清掃業	( )	1	1	( )	4	4	-3	-75.0%	0.7%
	畜産業	( )	92	92	( )	89	89	3	3.4%	63.4%
	その他の事業	( )	24	24	( )	31	31	-7	-22.6%	16.6%

本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により作成したもので、死亡災害者数の( )欄は交通事故(道路交通法適用)で内数。

## 1 労働災害発生状況について

令和5年10月末現在の全産業における死亡及び休業4日以上労働災害は145件で、前年同期より8件減少となっています。10月中に把握した労働災害は17件で、業種別の内訳は土木工事業2件(死亡災害、後述)、道路貨物運送業1件、畜産業12件、その他の事業2件でした。事故の型別統計は以下の通りです。

事故の型別統計(軽種馬産業除く)(令和5年1月1日から同年10月31日まで)

	墜落、転落	転倒	はさまれ、巻き込まれ	激突	飛来、落下	崩壊、倒壊	交通事故(道路)	激突され	動作の反動、無理な動作	おぼれ	その他	総計
件数	7	12	3	5	2	1	5	3	2	1	7	53
全体占有率	13%	23%	6%	9%	4%	2%	9%	6%	4%	2%	13%	100%

令和5年10月末現在の軽種馬産業における災害発生状況、災害の内容別統計は以下の表のとおりです。10月に新たに把握した労働災害は12件で、内訳は、「落馬」4件、「馬とともに転倒」1件、「蹴られた」3件、「踏まれた」1件、「引っ張られた」1件、「馬に激突された」1件、「その他(馬扱い以外)」1件となっています。

災害の内容別統計(軽種馬産業)(令和5年1月1日から同年10月31日まで)

	落馬	騎乗中に欄等に接触	馬とともに転倒	蹴られた	踏まれた	引っ張られた	馬に激突された	引き馬中に転倒	その他(馬扱い中)	その他(馬以外)	総計
件数	22	6	7	16	7	6	12	2	4	10	92
全体占有率	24%	7%	8%	17%	8%	7%	13%	2%	4%	11%	100%

(裏面に続く)

今月のコメント

## 浦河労働基準監督署管内の建設業における2件の死亡災害の発生について

建設工事追い込み期労働災害防止運動の期間中ですが、建設業において10月に2件の死亡災害が発生しております。労働者2名の尊い命が失われたことについて大変残念に感じるとともに、労働行政として、同月に2件の死亡労働災害が発生したことは憂慮すべき事態であると認識しております。

事業者の皆様におかれましては、業種を問わず、これ以上の労働災害を発生させないという強い気持ちで日々の安全衛生管理活動を実施していただきますようお願いいたします。以下、労働災害防止のため、本件の労働災害の概要と気を付けていただきたい点をまとめましたので、同種災害再発防止対策、労働者への安全衛生教育のために活用いただきますようお願いいたします。

### 死亡災害の概要（調査中のため、現時点で周知可能な内容のみ）

No.	業種	災害の状況	起因物	事故の型
1	道路建設 工事業	道路の陥没箇所の確認にあたり、被災者が急な斜面に立ち入って道路下部の写真を撮ろうとした際、斜面からダム湖に転落、その後ダム湖に沈んで死亡している状態で発見された。	地山・ 岩石	おぼれ
2	道路建設 工事業	林道建設工事現場にて、翌日から行われる工事の準備として被災者が締固め用ローラーを運転中、方向転換のために後進していたところ、ローラーごと路肩から約4メートル下の地面に転落したものの。	締固め 用機械	墜落

### 気を付けていただきたい点

- 2件の労働災害に共通している点として、いわゆる「本格的な工事中」ではない段階で発生していることが挙げられます。具体的に言えば、「道路の陥没箇所の『確認』」や「工事の『準備』」といった状況下で発生していることです。
- どのような目的の作業であっても、工事のどの段階であっても、危険な場所での作業、危険な機械の使用を伴うのであれば、重大な労働災害が発生する可能性があります。
- 「危険な場所へ立ち入らないこと」「危険な作業は行わないこと」が原則です。業務上やむを得ない場合には安全に作業を行うための手順の検討や作業計画の作成、安全な設備の設置、安全な保護具の使用等を行った上で実施してください。
- 作業の打ち合わせの段階において、危険が想定される作業がある場合には必ず注意喚起を行ってください。注意喚起のタイミングとしては日々の朝礼やKY活動などの場が有効です。
- 何が危険かを労働者に理解してもらうためには安全教育が不可欠です。当たり前と思わず、繰り返し労働者に教育していただくようお願いいたします。